

改正資源有効利用促進法について

令和8年8月

経済産業省 GXグループ 資源循環経済課

資源循環経済政策の変遷（1R → 3R → CE）

1991年

再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）（1991.4 制定）

- ✓ 回収した製品等を原材料として再利用（古紙利用率、廃ガラスびん利用率等）
- ✓ リサイクル配慮設計：リサイクル可能な材料選択、分解容易な設計（自動車、テレビ、冷蔵庫等）
- ✓ 分別回収のための表示（スチール缶、アルミ缶、PETボトル、ニカド電池）
- ✓ 工場等で発生する副産物（＝産業廃棄物）のリサイクルの促進（鋼スラグ、電気業の石炭灰）

1R

- ・環境問題（最終処分場、大量廃棄・不法投棄）への対応
- ・事業に寄与する1Rの推進

1999年

1999年循環経済ビジョン（1999.7 策定）

- ✓ 循環型経済の形成のために、従来のリサイクル対策の強化に加えて、
 - ・省資源化や長寿命化による廃棄物の発生抑制対策（リデュース）
 - ・製品・部品の再使用（リユース）等の本格的な導入が提言された。

法改正
対策の大幅追加

2001年

資源の有効な利用の促進に関する法律（3R法）（2001.4 施行）

- ✓ リサイクル対策の強化
- ✓ リデュース、リユース対策の新設

順次品目追加
ガイドライン強化

3R

- ・深刻化する環境問題
- ・売上と相反する長寿命化等によるリデュースやリユース開始

2020年

循環経済ビジョン2020（2020.5 策定）

- ✓ 環境活動としての3R ⇒ **経済活動としての循環経済**への転換
- ✓ グローバルな市場に循環型の製品・ビジネスを展開していくことを目的に、**経営戦略・事業戦略としての企業の自主的な取組を促進**
- ✓ **中長期的にレジリエントな循環システムの再構築**

CE
ビジョン

- ・国際的な環境制約・資源制約等の新たな課題
- ・3Rについて、ビジネスの力で抜本的に推進
- ・企業戦略とも整合性を強化し、成長機会につなげる

2023年

成長志向型の資源自律経済戦略（2023.3 策定）

- ✓ **競争環境整備**（規制・ルール）
- ✓ **政策支援**（サーキュラーエコノミー・ツールキット）
- ✓ **産官学連携**（サーキュラーエコノミー・パートナーシップ）

CE
戦略

サーキュラーエコノミーの実現に向けたルール整備

- 現在の資源循環に係る政策体系は、3R(Reduce, Reuse, Recycle)を前提としており、特に静脈産業に焦点を当てた政策が中心であることから、「動静脈連携」を基本とするCE型に政策体系を刷新することが必須。
- 昨年5月に成立した改正資源法が、**本年4月に施行**されたところ。

資源有効利用促進法（資源法）改正のポイント

- ①事業者に対する再生資源の利用計画策定・定期報告の義務化
- ②環境配慮設計のトップランナーに対する支援措置の創設
- ③GXに必要な原材料等の再資源化の促進
- ④CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

① 再生資源の利用計画策定・定期報告

■ 脱炭素化の促進のために利用することが特に必要な再生資源（脱炭素化再生資源）を原材料として利用することが特に必要な製品（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）を指定し、当該製品の生産量又は販売量が一定以上の製造事業者等に対して、計画の作成（脱炭素化再生資源の利用目標等）及び定期の報告を求める。これにより再生資源の利用をモニタリングする仕組みを構築し、必要に応じて再生資源利用の改善を促していく。

- 脱炭素化再生資源として、①脱炭素化の観点、②海外依存度、③技術的・経済的に利用可能であるが、量・質の確保等の課題解決に政策的措置が必要であることを指定要件として、再生プラスチックを指定。
- 再生プラスチックの定義については、プレコンシューマ材及びポストコンシューマ材の両方を含むもの（使用済物品等又は副産物を原材料として利用することができる状態にしたプラスチック）として規定する。
- 業界ヒアリングを踏まえ、再生プラスチックの利用拡大を主導していく業界として、自動車、家電4品目、容器包装（食品（飲料PETボトル除く）や医薬品を除く）を指定。
- 判断の基準として、①目標の設定、②再生プラスチック利用促進のための技術の向上、③二酸化炭素の排出量の削減、④管理体制の整備等を規定。

自動車

- 自動車リサイクル法による回収体制の整備、分離・再資源化に向けた課題整理・検討が進んでおり、業界として利用拡大に向け意欲的に取り組んでいる。再生プラ利用規模も大きく、国際競争力のある再生材供給産業の育成に向けて産業界をリードいただく観点から、自動車を指定対象とした。

家電

- 家電リサイクル法による回収体制の整備、分離などの技術開発状況、再生プラ利用に向けた業界として意欲を踏まえ、家電4品目を指定対象とした。

容器包装

- 容器包装リサイクル法による回収体制の整備、分離・再生技術が一定揃っていること、業界団体として意欲的な再生プラ利用目標を掲げていることを踏まえると、容器包装を指定対象とした。

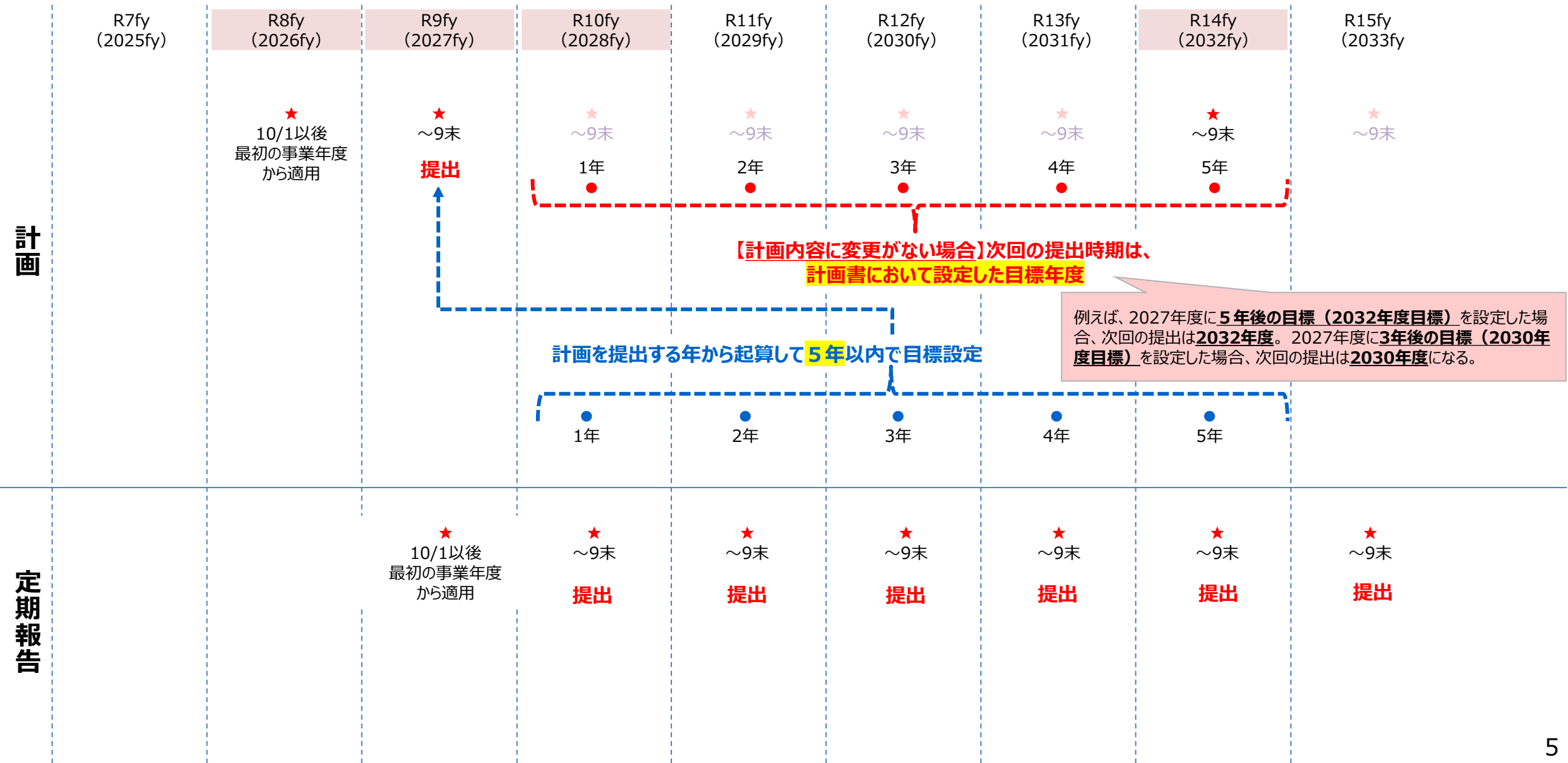
生産量又は販売量の要件について

- 計画作成・定期報告、勧告・命令の対象となる生産量（製造発注を含む）又は販売量（輸入販売に限る）の要件について、以下のとおり定めた。

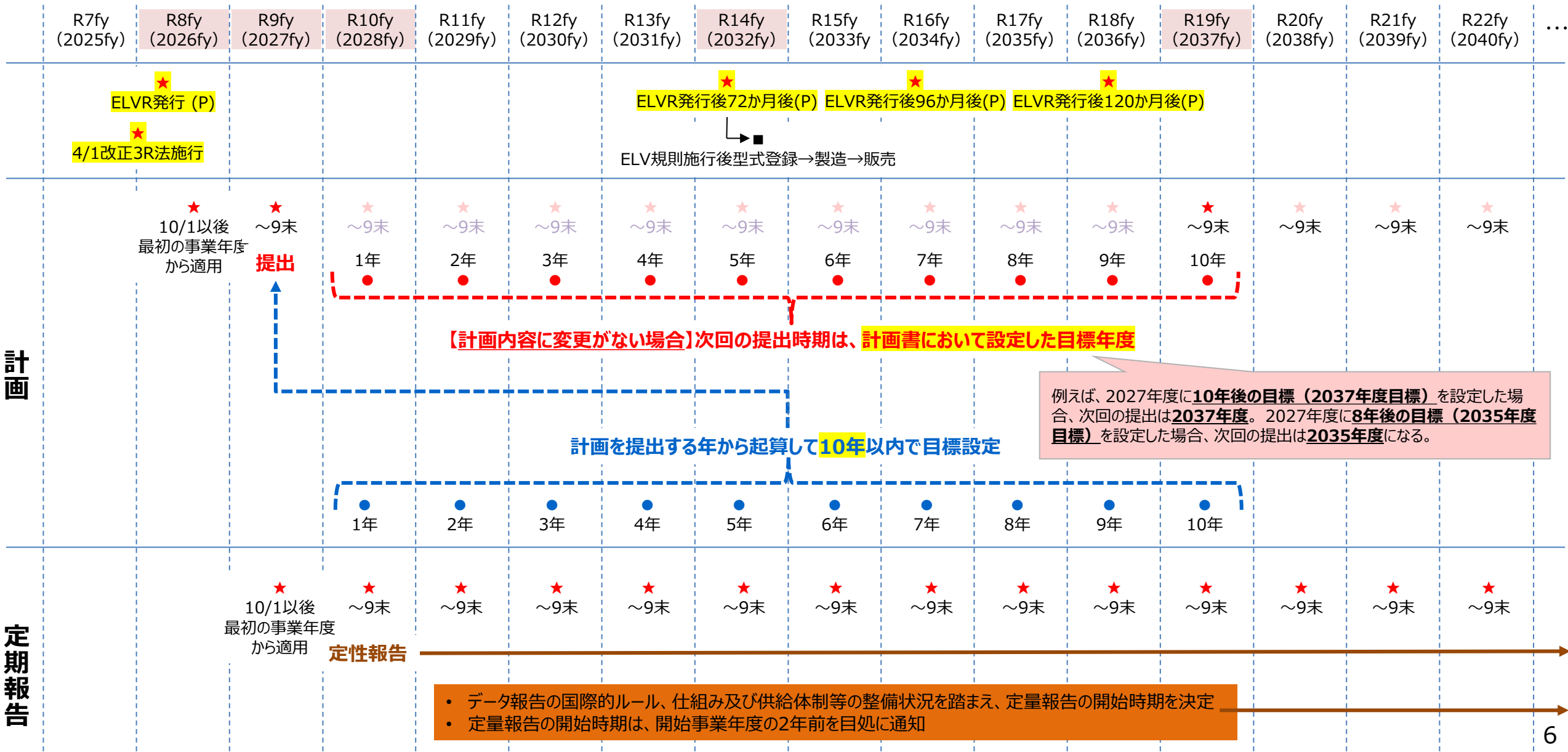
指定脱炭素化再生資源利用促進製品	計画・定期報告に関する生産量又は販売量の要件	勧告・命令に関する生産量又は販売量の要件	考え方
プラスチック製容器包装	一万トン	一万トン	容器包装全体（食品（飲料PETボトル除く）・医薬品除く）の約6割をカバーする水準。
自動車	一万台	一万台	現行資源法（指定再利用促進製品等）において、1万台が要件となっている。国内大手メーカーすべてが対象となる水準。
ユニット形エアコンディショナ	五万台	五万台	現行資源法（指定再利用促進製品等）において、5万台が要件となっている。生産量及び輸入量の99%をカバーする水準。
テレビ受像機	五万台	五万台	現行資源法（指定再利用促進製品等）において、5万台が要件となっている。生産量及び輸入量の96%をカバーする水準。
電気冷蔵庫	五万台	五万台	現行資源法（指定再利用促進製品等）において、5万台が要件となっている。生産量及び輸入量の93%をカバーする水準。
電気洗濯機	五万台	五万台	現行資源法（指定再利用促進製品等）において、5万台が要件となっている。生産量及び輸入量の96%をカバーする水準。

計画・定期報告スケジュール（イメージ）

※プラスチック製容器包装、家電４品目の場合



改正資源法に係る計画・定期報告スケジュール（イメージ） ※自動車の場合



② 環境配慮設計の促進

- 現行法では、リサイクルの容易化や省資源化など、環境配慮設計を進めるべき製品（50品目）を指定。
- 他方、環境配慮設計が特に優れた製品を積極的に評価し、全体レベルを底上げする仕組みがなかった。
- このため、ライフサイクル全体の環境負荷低減に特に優れた環境配慮設計（資源有効利用・脱炭素化促進設計）を認定する。
- 認定を受けた製品について、①国による公表と周知、②差別化できる製品表示、③グリーン購入法における国の調達の基本方針への反映、④関連設備投資への産廃処理施設整備法の指定法人による債務保証等、⑤事業者等の使用努力義務を規定。
- なお、一般衣料品、太陽電池、IHクッキングヒータ、食洗機、窓について、環境配慮設計を進めるべき製品への追加を検討中。

事業者が従うべき判断基準

<家電・複写機の例>

（リサイクルの容易化）

- **構造の工夫**（解体・分別が容易な設計）
- **原材料の工夫**（原材料の種類数の削減、添加物の不使用等）

（省資源化）

- 原材料等の使用の合理化
- 長期間の使用の促進
- 修理等の機会の確保

優れた環境配慮設計の例

<家電>



- ✓ 再生プラスチックを40%以上使用
- ✓ 塗装や印刷などを極力排除（リサイクルのしやすさに配慮）
- ✓ 廃棄時にリチウムイオン電池を分別しやすい設計

出典：日立グローバルファイルソリューションズ株式会社HP

<複写機>



- ✓ 部品リユース率は最大84%
- ✓ 部品点数の削減
- ✓ 解体した部品の運搬の容易化
- ✓ 分解、清掃、分類しやすい製品設計

出典：富士フイルムホールディングス株式会社HP

環境配慮設計に係る制度の全体像と今後の進め方

- ベースとなる判断基準があった上で、ライフサイクル全体を見据えた高度な環境配慮設計として、共通の設計指針に基づき製品分野ごとに認定基準を策定していく。

<優れた環境配慮設計>

製品分野ごとの設計認定基準の策定

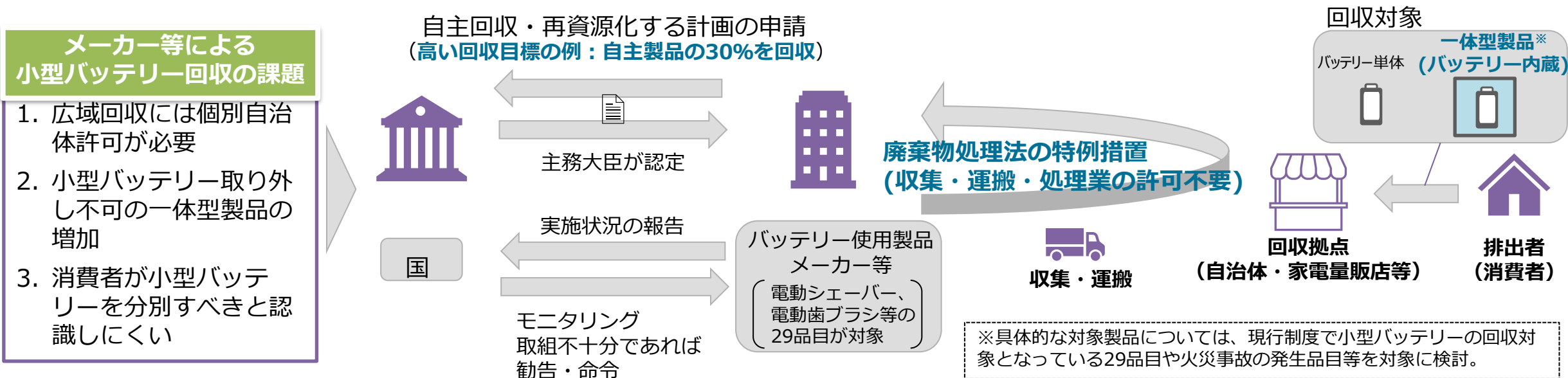
→ 設計認定に意欲のある業界による手挙げ方式。

資源有効利用・脱炭素化促進設計指針（全製品共通）

事業者が従うべき判断基準
(指定省資源化製品・指定脱炭素化再生資源利用促進製品・
指定再利用促進製品)

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進

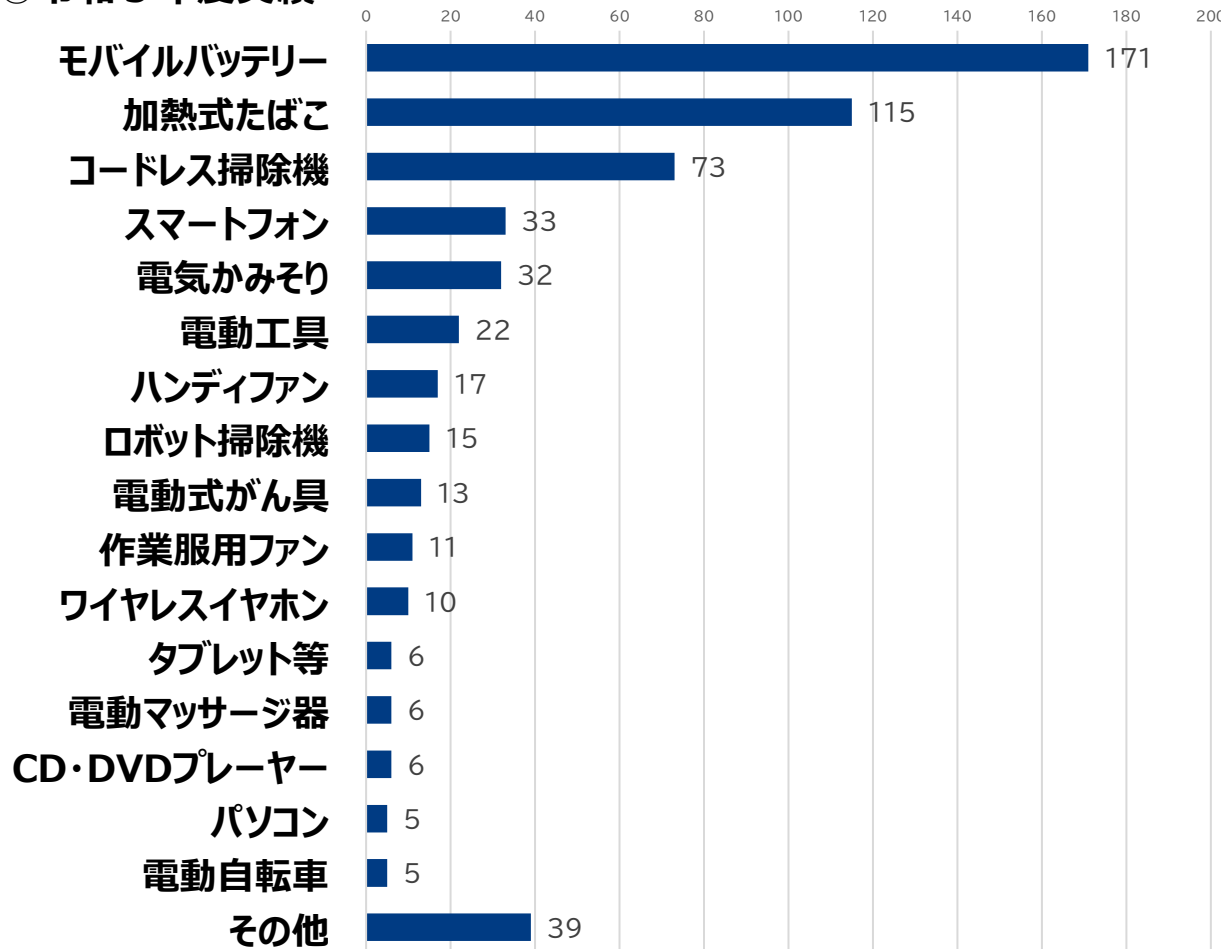
- 現行法では、小型バッテリーやその使用製品（29品目）のメーカー等に、小型バッテリーの回収・再資源化を義務付けている。
- ただし、①回収スキームが十分に構築されていない（広域回収には個別の自治体許可が必要）、②小型バッテリーの取り外しができない一体型製品が増えている、③消費者も小型バッテリーを分別すべきと認識しにくいこと等から、回収率が低い。
- また、リサイクル現場で小型バッテリーが原因の発火事故が増加、回収率向上の要請が強まっている。
- このため、高い回収目標等を掲げ、認定を受けたメーカー等には廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化を促進する。さらに、自主回収・再資源化の対象製品に、電源装置（モバイルバッテリー）、携帯電話用装置（スマートフォン等）、加熱式たばこデバイスを追加。



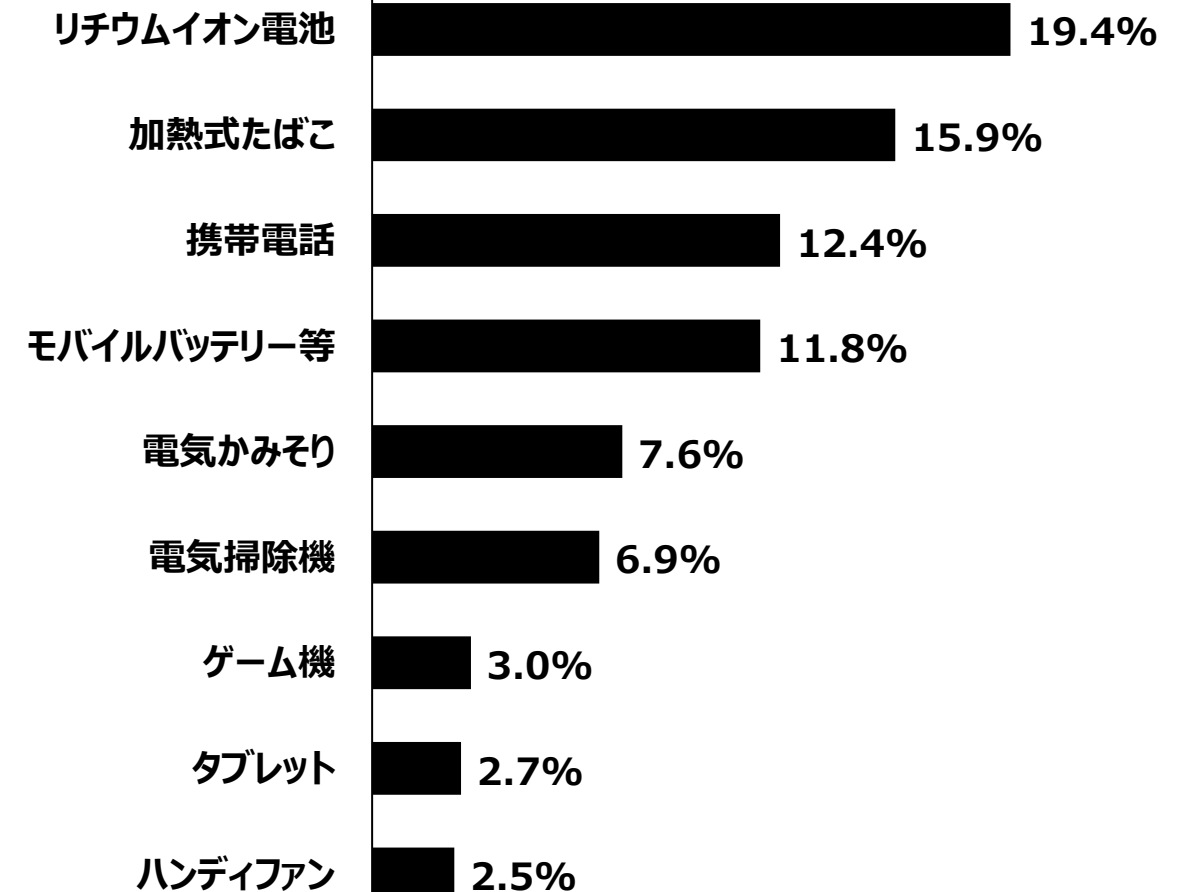
リサイクル現場等における火災事故等の発生品目

火災事故等の発生品目としてあげた市区町村数

○ 令和5年度実績



不燃ごみ等に混入しているリチウム蓄電池関係品目



(左図) 環境省調査：一般廃棄物処理実態調査（令和6年度）

(右図) 総務省調査：リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査

※「加熱式たばこ」はデバイスを指す。

指定再資源化製品の指定について

- 指定再資源化製品として、電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイスを指定。

＜指定の考え方＞

指定要件	電源装置	携帯電話用装置	加熱式たばこデバイス
①政策的な必要性 ・レアメタル等を含む小型リチウム蓄電池の回収量拡大（資源性） ・リサイクル・廃棄物処理現場における発煙・発火リスク低減（安全性） ・リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品での回収体制の強化の必要（※）	一体型製品での回収体制の強化の必要性有り	一体型製品での回収体制の強化の必要性有り	一体型製品での回収体制の強化の必要性有り
②技術的・経済的な対応可能性 ・再資源化する技術が存在 ・販売店での店頭回収等の事業者等自らの自主的な取り組みや一般社団法人 J B R C（小型二次電池の自主回収・再資源化を共同で行う団体）による回収が経済的に可能	技術的・経済的に対応可	技術的・経済的に対応可	技術的・経済的に対応可

（※）リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品：家庭からの排出時におけるリチウム蓄電池の取り外し易さの観点

生産量又は販売量の要件について

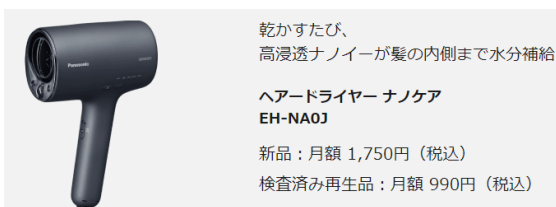
- 勧告・命令の対象となる生産量又は販売量の要件について、以下のとおり定めることとした。

指定再資源化製品	勧告・命令に関する生産量又は販売量の要件	考え方
電源装置	千台	現行資源法（指定再資源化製品（リチウム蓄電池）を部品として使用する製品）において、電源装置の場合、1000台が要件となっている。
携帯電話用装置	一万台	現行資源法（指定再資源化製品（リチウム蓄電池）を部品として使用する製品）において、携帯電話用装置の場合、1万台が要件となっている。
加熱式たばこデバイス	三十万台	主要加熱式たばこ商材メーカー 3 社（シェア約 9 割）をカバーする水準。

④ サーキュラーエコノミー（CE）コマースの促進

- 現行制度では、**CEコマース**（シェアリング、リユース等の資源の有効利用につながる新たなビジネス）**を健全に育成する適切な規律が存在しない。**
- CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、**資源の有効活用や消費者の安全といった観点から事業者が従うべきCEコマースビジネスの判断基準を設定**する。
- 判断基準を勘案して、必要な指導・助言を行う。

CEコマースビジネスの例



出典：パナソニック株式会社

→高価な家電を定額利用できる
サービス



出典：air Closet

→スタイリストが選んだ洋服が
定額で借りられるサービス

不適切なCEコマースビジネスの例

○資源の有効活用の観点

- 軽微な損傷だけで、まだ使用できる製品が廃棄される事例

袖が汚れた服



首元がへたれた服



○消費者の安全の観点

- 中古製品の修理歴や使用状態などの重要情報が消費者に適切に開示されず、製品事故やトラブルが発生
- シェアリングサービス等において所有者から預かった製品が返却されないといったトラブルが発生

C E コマースWGにおける検討内容と措置状況

- 昨年度C E コマースWGにおいて検討したもの（対象サービス×対象製品）のうち、今般、下記の赤枠の組合せについて措置を実施。本年度、一般衣料品関係、各対象製品の中古品販売について措置する予定。

対象サービス

賃貸

レンタル・シェアリング（サブスク含む）、
リース

修理・加工

リペア・メンテナンス・レストア
リメイク・リノベーション
リマニュファクチャリング・リファバービッシュ

中古品売買

リユース



対象製品

家電4品目

エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、
電気洗濯機・衣料品乾燥機

一般衣料品

オフィス家具

金属製の収納家具、棚、事務用机、
回転椅子

複写機